

障害者活躍推進計画

機関名	津市消防本部
任命権者	津市消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
津市消防本部における障がい者雇用に関する課題	○ 現在、障がいのある職員は在籍していない。 ○ 障がいのある職員が長く働き続けられる環境づくりが必要な中で、職員と職場に対するサポート体制を構築し、職場・仕事への満足度を高めていくことが課題である。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進することを目標とする。 なお、目標の達成に係る評価については、障がいに対する理解を深めるための各種研修に係る職員の受講状況について確認を行い、受講内容について消防本部内で周知することをもって行うものとする。
②定着に関する目標	不本意な退職が極力発生しないよう定着率の向上に努め、必要に応じて就労支援機関と連携しつつ、個々の障がいの特性に合わせた働きやすい環境の整備を目標とする。 【目標】100%を目指す 【評価方法】 障がいのある職員が在籍している場合は定着率を算出
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 消防総務課長を障害者雇用推進者として選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任する。 ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）は、三重労働局開催の障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 ※ 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員について人事異動等があった場合は、速やかに後任を選任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障がいにより、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、三重労働局に相談するなどし、負担を軽減して遂行できる職務内容について検討する。 ○ 個々の障がい特性に応じた多様な働き方が可能な環境整備を進めていく上で、就労支援機関からも協力を得ながら、障がいのある方が活躍できる場の創出を進める。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 毎年人事異動に係る自己希望を聴き取る際に、人事管理上の配慮を希望する職員等に対して、消防総務課による面談を実施し、個々の障がいの特性に応じた適正な配置に努める。 ○ その他障がいのある職員の申出がある場合は、その都度、必要に応じて面談を行い、必要な配慮等を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な措置を講じる。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方々の活躍の場の拡大を図る。 ○ 採用に関して、消防吏員は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1条に規定される除外職員に該当している。